

令和7年度中国市場向け情報発信業務 仕様書

1. 事業名

令和7年度中国市場向け情報発信業務

2. 事業の目的

当事業は、北陸3県（福井、石川、富山）のインバウンドデータの収集・分析のため、北陸3県に来訪した外国人旅行者向けに実施したアンケート結果等に基づき選定したターゲット（「3. 訴求市場およびターゲット」に記載）を対象として、現地メディアやインフルエンサーを活用し、ターゲットの嗜好に応じた効果的な情報発信を実施するもの。

3. 訴求市場およびターゲット

- ・中国上海エリア
- ・訪日リピーター、F I T、20～30代、夫婦・パートナーでの旅行
- ・自然、景勝地観光、日本食を求めている。行きたいスポットがある。
- ・J N T Oサイトやロコミサイト、Y o u t u b e等、多様な媒体から情報収集をする。

4. 業務内容

(1) 中国のW e bメディア等への記事掲載

ア 中国のW e bメディア等に提供するため、北陸3県の観光コンテンツを掲載した記事（以下、3県記事という。）を制作すること。3県記事は写真を活用するなど、読者の関心を惹く内容にすること。

イ 3県記事は中国語（簡体字）で制作すること。制作した3県記事の日本語訳を北陸国際観光テーマ地区推進協議会（以下、委託者という。）に提供すること。

ウ 3県記事の制作に当たり、ライターによるコンテンツの取材を実施すること。ライターは日本国内在住者でも構わない。

エ 取材行程を提案すること。ただし、最終的な取材行程は委託者と協議し決定する。なお、取材行程には北陸3県全てを含むこと。

オ 取材先、ライターとの連絡調整、取材に必要な航空券および日本国内の移動手段、食事、宿泊、取材先の入館料等、取材行程に必要な一切の手配を行うこと。なお、それらに要する一切の費用は委託料に含まれる。

カ 「3. 訴求市場およびターゲット」への訴求に適した中国のW e bメディア等に対して、3県記事を掲載するための営業を行うこと。3県記事の提供先リストを提案するとともに、複数メディアでの掲載を確約すること。

- キ 3 県記事（記事、写真）については、北陸3 県が旅行博、セールスコー
ル、商談会、ホームページ等において、自由に使用することを認めること。
- ク 「4（1）ア～キ」に提示したWe bメディア等への記事掲載に限らず、
より効果的なインターネット広告の手法がある場合には、その手法と選
定理由、広告効果とともに提案書に記載すること。

（2）中国インフルエンサーの招請

- ア 「3．訴求市場およびターゲット」に訴求力のある中国インフルエン
サーを選定すること。中国インフルエンサーの選定理由を明確にすると
ともに、情報発信を行う媒体とその影響力（フォロワー数等）を提案書
に記載すること。
- イ 中国上海エリアから1 名以上を招請すること。
- ウ 取材行程を提案すること。ただし、最終的な取材行程は委託者と協議
し決定する。なお、北陸3 県にそれぞれ1 泊以上する取材行程とするこ
と。
- エ インフルエンサーと日本語でコミュニケーションが円滑に行えるよ
う通訳を手配すること。
- オ 取材先、インフルエンサーとの連絡調整、招請に必要な航空券および
日本国内の移動手段、食事、宿泊、取材先の入館料等、取材行程に必要な
一切の手配を行うこと。なお、それらに要する一切の費用は委託料に
含まれる。
- カ SNS、動画配信サイト、ブログ、現地雑誌等のメディアを活用し、
インフルエンサーによる情報発信を行うこと。
- キ 動画再生数および閲覧数などの数値により効果測定を実施すること。

5. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、北陸国際観光テーマ地区推進協議会の担
当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、
調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施して
いくこととする。

6. 履行期限

令和8 年3 月2 7 日（金）

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、事業実施報告書を作成し、「6. 履行期限」までに、
委託者へ電子データで提出すること。

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。